

コンプライアンス憲章

制定 平成28年 3月10日

私たちは、公益財団法人平塚市まちづくり財団に求められている社会的責任を果たすとともに、法人価値の向上を図るべく、関係法令、定款、財団規程、社会倫理及びその他の規範を遵守し、平塚市民の期待に応えることができるよう努めます。

1 法令等の遵守

私たちは、事業に適用される法令、規則及び諸規程を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識に基づいて行動し、適法かつ適正な事業活動を推進します。

2 市民との健全かつ良好な関係

私たちは、市民の要望、苦情に誠意をもって対応し、一層の満足と信頼を得られるよう努めます。

3 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格や個性を尊重し、性別、年齢、国籍、信条、宗教、身体的状況等による差別や嫌がらせのない健全な事業の推進に努めます。

4 社会貢献活動

私たちは、芸術文化振興、スポーツ振興及びまちづくり振興等の事業活動を通じて、地域社会への貢献を積極的かつ継続的に実施します。

5 公正な取引の維持

私たちは、不正取引及び反社会的勢力との関わりを禁止するほか、特定の個人及び団体に対する社会通念上過剰な利益提供や利益享受等の不正行為の防止に努めます。

6 誠実な事業活動

私たちは、事業活動の安全確保に万全を尽くすとともに、常に平等・公平でありかつ市民満足を得られるサービスの提供に努めます。

7 内部通報体制の整備・運用

私たちは、法令等に違反する行為を防止し、公正な事業の執行を確保するため、内部通報体制を整備・運用します。

平成28年4月1日